

LINEで相談できる 「LINEじんけん相談@名古屋法務局」

ひとりで悩んでいませんか？

人権問題に詳しい職員等と一緒に考え、悩んでいるあなたの力になります。



- 友だちからいじめを受けている
- 暴力を受けて悩んでいる
- SNSに悪口を書き込まれた
- 職場や学校、家の人間関係で悩みがある

日時 令和元年8月29日（木）～令和2年3月31日（火）
（午前8時30分～午後5時15分・土日祝除く※）

※ 当局で実施する子どもの人権110番強化週間（令和元年8月29日(木)～9月4日(水)）及び女性の人権ホットライン強化週間（令和元年11月18日(月)～11月24日(日)）の期間中は、平日午前8時30分から午後7時まで、土日は午前10時から午後5時まで相談を受け付けます。

相談方法



←こちらからLINE公式アカウント
「SNS人権相談」を友だち登録して
ご相談ください。 <http://nav.cx/5kO78Dk>



@snsjinkensoudan



- ※ 相談が集中した場合は、対応できない場合があります。改めて相談するか、電話又はメールによる相談窓口をご利用ください。
- ※ LINEによる人権相談の試行実施におけるLINE公式アカウントの運用指針については下記URLの下部「その他」欄をご覧ください。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

LINEのほかに、電話やメールでも相談することができます。

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

※ 相談時間：月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

※ パソコン・携帯電話・スマートフォン共通 24時間受付



法務省人権擁護局・名古屋法務局